

新潟空港国際旅行商品造成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟空港整備推進協議会会長（以下「会長」という。）は、新潟空港の国際定期航空路線の拡充に向けた需要喚起を図るため、新潟空港発着便を利用した国際旅行商品造成に係る広報事業に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(交付対象者)

第2条 新潟空港を発着する国際定期航空路線を運航する航空会社及び往復とも新潟空港を発着する国際定期航空路線を利用した募集型企画旅行商品を企画、又は、受託契約する旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）の登録を受けた者）とする。

(交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象事業は、次の各号の条件を全て満たした事業とする。

- (1) 往復とも新潟空港を発着する国際定期航空路線を利用した募集型企画旅行商品を販売するための広報事業であること。
- (2) 交付対象事業に係る広報が当該年の4月1日から翌年3月31日までの間に行われること。
- (3) 交付対象事業が印刷媒体で行われる場合は、当該印刷物に「新潟空港整備推進協議会協賛」及び旅行が新潟空港発着である旨を記載するとともに、アクセス情報など指定する内容を記載すること。
- (4) 本事業のほか、空整協又は他の自治体及び団体が行う広報費助成制度を利用していないこと。

(交付額)

第4条 交付対象事業に係る助成額は、別表に定める助成対象経費の1/2以内とする。

2 助成額の上限は、次の各号に定める額とする。

- (1) 1事業につき20万円
- (2) 航空会社が助成対象者となる場合で、会長が認める場合は、1事業につき50万円
- (3) 2以上の旅行商品（同一の国際定期航空路線のみを利用するものを除く）の広報を行うもの1事業につき50万円

3 前2号で交付する助成額は、予算の範囲内とする。

(交付の条件)

第5条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（第9条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、会長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、会長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

(4) その他会長が必要と認める事項。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記第1号様式）を会長に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各助成対象者について当該助成金に係る消費税等仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない助成対象者については、この限りではない。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する交付申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

2 申請が多数ある場合は、必要に応じて、会長は交付決定について調整を行うことができる。

その際、利用する国際定期航空路線の搭乗率が低率となるおそれがある場合には、優先して交付対象とすること。

なお、低率となるおそれがある対象期間及び著しく不良と認める搭乗率等は別に定める。

(助成事業の変更承認申請)

第8条 第5条の(1)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ変更交付申請書（別記第2号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認をするとき、必要に応じ交付決定を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更の範囲)

第9条 第5条の(1)に規定する軽微な変更は、助成金の増額を伴わない20%以内の助成金変更とする。

(助成事業の中止)

第10条 事業を中止するときは、その理由を記載した取り下げ書（別記第3号様式）を速やかに会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 広報事業の完了日から30日以内に、実績報告書兼請求書（別記第4号様式）を会長に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした場合は、前項の実績報告書兼請求書を提出するに当たって当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、

これを助成金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5条第2項ただし書きにより交付の申請を行い、第1項の実績報告書兼請求書を提出した後において、消費税等の申告により助成金にかかる消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した助成対象者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに会長に報告するとともに、会長の納入通知書を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該助成金の額の確定の日の翌年5月31日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

（交付金額の確定及び交付）

第12条 会長は、前条に規定する実績報告書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

- 2 会長は前項の確定を行ったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第13条 会長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業を中止したとき。
- (2) 期限内に事業を遂行する見込みがないとき。
- (3) 第3条に規定する交付対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 虚偽の申請及びその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (5) 交付申請の内容と事業の実績内容が著しく異なるとき。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

助成対象経費	助成率
ノベルティ商品等購入費用、セミナー等の講師謝礼、会場借上料、装飾費、機器のレンタル料、備品費、印刷費、広告の制作費・掲載費、ダイレクトメール等の送料、その他旅行商品の広報に係る経費	助成対象経費の2分の1以内

※実施主体の構成員等の飲食経費等、社会通念上自己の負担が妥当と判断されるものは助成対象外とする。